・	・
・	・
・	・

に改め、同表の記載要領第11号中「「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配　(1)」」を「「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配　(1)」」に改め、同第四号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

3　「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配　(1)」から「集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配　(3)」まで及び「その他　(5)」の「①について課される所得税額　②」の各欄並びに「所得税額　(8)」、「各連結法人の所得税額の合計額　(14)」及び「控除を受ける所得税額　(21)」の各欄は、別表六の二（二の二）「1の②」から「4の②」まで、「10」、「16」及び「23」の各欄に金額の記載がある場合には、それぞれ当該金額を控除して記載すること。この場合において、「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配　(1)」から「集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配　(3)」まで及び「その他　(5)」の「②のうち控除を受ける所得税額　③」の各欄並びに「(12)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額　(23)」、「(14)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額　(24)」及び「配当等以外に係る控除を受ける所得税額のうち当該連結法人に帰せられる所得税額　(26)」の各欄の記載に当たつては、その控除した金額を基礎として計算した金額を記載すること。

別表六の11⑪の表中

当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」－「11」)、(別表一の二(二)「4」－「9」)又は(別表一の二(三)「4」－「9」)	当期の連結法人税額 (別表一の二「4」－別表六の二(二の二)「5の③」－別表十七(三の十二)「5」) (マイナスの場合は0)

に、

連結所得金額又は連結 (別表四の二「56の①」)

欠損金額	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「54の①」)

に、

被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7の①」)

を

被合併法人等の最終の事業年度の欠損金 の損金算入額

に改め、同表の記載要領第11号中「普通法人」を「普通法人等」に、「「連結所得金額又は連結欠損金額
(別表四の二「56の①」)　(2)」」を「「連結所得金額又は連結欠損金額
(別表四の二「54の①」)　(2)」」に改める。

別表六の11⑪付表の次に次の一表を加える。